

## 書評 02

城塚健之・尾林芳匡・森裕之・山口真美 編著

# 『これでいいのか自治体アウトソーシング』

自治体研究社 / 2014 年 5 月刊 / 172 ページ / 1600 円 + 税  
ISBN 978-4-8803-7615-8

評者：久保 ゆりえ  
明治大学商学部兼任講師



本書は、「自治体の民間化」の負の側面を、主に実務家の視点から鋭く批判するものである。自治体の民間化とは、自治体運営に民間企業の手法を取り入れる「内部的民間化」や、自治体の業務を外部化する「外部的民間化」(アウトソーシング)を指す。他の先進諸国と同様、日本でも 1980 年代以降に様々な経済・社会政策に新自由主義路線が取り入れられてきた。自治体の民間化もこの一貫である。政府は、民間企業(特に営利企業)の手法を取り入れることによる自治体運営の効率化を推し進めてきた。しかしながら、人々の暮らしの根幹を支える公共サービスの運営を民間化することには多くの矛盾が生じる。

本書の特徴は、自治体民間化を強固に推進する政府や政治家の意図と、自治体運営の本質との間に存在する矛盾を、弁護士や自治体職員等の視点から指摘していることである。本書の内容を、以下三つに分けて紹介していく。

第一に、自治体の民間化の何が問題なのか、という点である。第 1 章では、アベノミクスの 3 本の矢の 1 つとして掲げられた「公務の市場化」をめぐる動向が解説される。1980 年代の中曽根内閣による三公社の民営化や 1990 年代の橋本内閣による中央省庁改革や規制緩和等がその嚆矢であった。2000 年代の小泉内閣においてその動きは一気に加速した。第 2 章では地方財政の現状分析がなされる。地方財政の歳出全体に占める民間企業等への委託料は年々増加

し、自治体にとって民間委託は不可欠になっている。さらに、近年の動きでとりわけ問題なのは、地方財政を緊縮する動きが国から自治体への圧力とも言える施策によって推進されてきたことである。第二次安倍内閣のもとでは、自治体の職員数や人件費の削減といった行政改革の努力をした自治体に、より多くの交付税が加算される仕組みが採られた。このような国からの財政削減の圧力を受け、自治体は業務の民間化にとどまらず、サービスそのものを廃止することも余儀なくされる危険があるとしている。

第二に、公務の市場化は具体的にどのような政策によって推進されてきたのか。主要なものとして、特区制度、PFI、指定管理者制度が挙げられる。まず特区制度は、特定の地域について規制緩和により公的サービスを民間に解放する手法である。第 3 章では、特に 2013 年に制定された国家戦略特区法の仕組みでは「大企業が儲けたい雇用、医療、農業など各分野において、大企業の意見を大いに反映しつつ、国家が主導し、国民に対して上から規制緩和が押し付けられる」(p.57) と、この政策に警鐘が鳴らされる。

次に PFI とは Private Finance Initiative の略で、1999 年に制定された PFI 法は正式には「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」という。第 4 章は、民間資金を利用することによって「財政難でもりっぱな公共施設を次々に建てられる特殊な手法」とし

て誤解されてきた、いわば「PFI 神話」の崩壊を説く。PFIによって建設された病院やスポーツ施設等の事例を挙げながら、事業者の経営破たん、事業者と行政との癒着、「官製ワーキングプア」等の問題が生じていることを指摘している。さらに2011年の法改正では、公共施設の所有権は行政が有したまま運営権を民間事業者に設定する「公共施設等運営権」方式が導入された。2013年の法一部改正では、「民間資金等活用事業推進機構」が設立され、公共施設等運営権を民間に売却する方式のPFI事業等に出資・融資する等、公共サービスが自治体の管理から切り離される傾向は留まることがない。

続く第5章では、2003年に地方自治法の一部改正で導入された指定管理者制度にもPFIと同様の問題が生じていることが指摘される。そして、例えば図書館の運営は自治体の直営に戻す事例も出てきているという。そもそもこの制度は、「経済界の商機拡大のために要求され」たものであったが(p.82)、制度施行から約15年を経て、公共サービスを市場の原理のみに従って運営することの限界が垣間見える。

第三に、自治体の民間化の 이슈ごとの問題点と、問題克服に向けた課題である。第6～12章では、公立保育所、公共図書館、公立病院、区民事務所、水道事業等の民間化の事例や「橋下維新」時代の大阪府の公務員パッシングをはじめとする諸問題が議論されている。このパートは、自治体職員の労働組合や関連する有志により組織される研究会のメンバーらによって執筆されており、彼らの労働運動家あるいは社会運動家としての主張や活動報告が中心となっている。

紙幅の都合上、各イシューの事例を取り上げることが出来ないが、最終章では、自治体の民間化を誘導する国の政策の矛盾が3つに整理されている。まず、公共サービスを自治体から受託した民間事業者が自らの利益を優先することが、サービスの質の低下（サービス供給の身勝

手な廃止を含む）につながる。次に、地方財政の側面からみると、サービス提供によって得られる利益が、自治体の運営や地域住民に還元されないという問題がある。そして最後に、従来の公務はアウトソーシングによって有期雇用・低賃金労働に置き換えられてしまっているということである。本書はこうした課題に対し、「地方自治体の危機を打破する最大の鍵は、主権者である住民が、各分野の公共サービスの充実のための運動を展開することができるかどうか」にあるとしている(p.168)。

本書の随所で投げかけられる問いは、「公共とは何か」ということである。重要な論点であるが、本書において、現代における「公共サービスや公務のあるべき姿」あるいは「執筆者らの理想とする姿」が明確に示されているとは言い難い。これまで民間化されてきた業務を再度自治体に内部化すれば、サービスの質向上、利益の地域コミュニティへの還元、そして公共サービスに関わる労働者の望ましい働き方が実現され得るのか。また、本当に公務員にしか出来ない仕事とは何なのか、といった点について議論を深めていく必要がある。

第2章においては、自治体の民間化を無条件に否定するべきではないという指摘もなされている。例えば指定管理者制度は、従来の「お役所仕事」的な施設運営から、住民の創意工夫を反映させた運営へと昇華させることが出来た事例もあるからである。したがって重要なのは、「民間団体のもつ長所をどのように自治体が適切な形態で支えていくことができるか」(p.48)という点であるという主張に共感する。本書に指摘されている通り、自治体の民間化の諸政策において、ある面で大企業だけが有利になっていることも事実であろう。しかしながら「民間団体」といった時には、民間非営利組織も含まれるべきであり、こうした組織が自治体の民間化においても活躍できるような仕組みづくりを考えることも一つの重要な論点であろう。